

恩田小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

・いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

・いじめを防止するための基本的な方向性

- (1)あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2)児童にとって分かる魅力ある授業の展開をめざす。
- (3)児童が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童の発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (4)いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (5)いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (6)相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。

・学校いじめ防止基本方針の目的

恩田小学校いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という)は上記の基本的な方向性のもと、いじめの問題への対策について学校の役割を自覚し、いじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めることにより、地域や保護者を含めた学校全体で児童の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

2 組織の設置及び組織的な取組

恩田小学校(以下、「恩田小」という。)は、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、「いじめ防止対策委員会(以下、「委員会」という。)」を設置する。

・組織の構成

委員会は運営委員会の構成員が兼ねる。

・組織の役割

- (1) いじめ事案に対して、委員会が中核となり、組織的に取り組む。
- (2) いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核となること。
- (3) 重大事態が起こった場合は、委員会が中核となって調査を行う。
- (4) いじめ防止に向けた年間計画の作成やPDCAサイクルでの検証を行う。
- (5) いじめの相談・通報の窓口となる。

・年間計画

4月 委員会発足
5月 7月 9月 12月 3月 定例会

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

(1)いじめの防止

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。

また、いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム、例えば人権教育年間計画や道徳教育年間計画等に、年間を通じたいじめへの対応に係る教職員の資質向上のための取組計画等を具体的に盛り込む。

加えて、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等の活用により、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

○具体的な取り組み

- ・学校教育活動全体を通じた包括的なプログラム(各種指導計画等)の策定
- ・授業づくり、集団づくりの具体的な取組
- ・児童の主体的な取組への支援
- ・人権教育の推進
- ・道徳教育の推進
- ・体験活動の充実
- ・子どもの社会的スキル横浜プログラムの活用

(2)早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。いじめの早期発見を徹底する観点から、チェックリストを作成、共有し、全教職員で実施する等、具体的に取り組む。

あわせて、いじめ解決一斉キャンペーン、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

さらにインターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、情報モラル教育の推進による児童の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

○具体的な取り組み

- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり(情報共有の推進)
- ・授業づくり、集団づくりの具体的な指針
- ・児童の主体的な取組への支援内容
- ・定期的なアンケート、全市一斉のアンケート(いじめ解決一斉キャンペーン)の実施計画(6月、11月)
- ・定期的な教育相談の実施計画(7月、12月)
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進

(3)いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、委員会を中核として速やかに対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

被害児童に対しては事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。

加害児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

○具体的な取り組み

- ・組織的な対応の徹底(委員会)
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
- ・警察署等関係機関、専門機関との連携

(4)研修の実施

- ・児童理解研修の推進
- ・いじめ防止、対応に向けた校内研修の充実(教職員向け手引きの活用等)
- ・計画的な研修の実施

(5)その他

- ・「まち」とともに歩む学校づくり懇話会の活用
- ・学校・家庭・地域連携事業等の活用
- ・いじめの問題などを保護者、地域等と共有して対応

4 重大事態への対処

【報告】

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

【調査・報告】

委員会を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。調査結果は教育委員会に報告する。

【児童・保護者への報告】

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 その他

- ・年度ごとに、基本方針の見直しを図る。
- ・必要があると認められる際には、基本方針を改定し、改めて公表する。